

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

損害賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 7 月 1 4 日
- 2 損害賠償額 別表のとおり（計 1 3, 2 0 0 円）
- 3 相手方 別表のとおり（計 2 人）
- 4 概要 令和 2 年 8 月 1 3 日及び同年 1 0 月 2 0 日に小田原駅西口第 1 自転車駐車場ほか別表の場所から移動した放置自転車について、所有者への通知をせずに廃棄処分等を行った。

別表

	損害賠償額	相手方	移動した日	移動した場所
1	1, 2 0 0 円	市内在住者	令和 2 年 8 月 1 3 日	小田原駅西口第 1 自転車駐車場
2	1 2, 0 0 0 円	市内在住者	令和 2 年 1 0 月 2 0 日	市内蓮正寺